

# 令和5年10月以降

## ■0～2歳児 所得階層別助成上限額表

0～2歳児の世帯は『市民税額』により助成額が決まります。未申告等により『市民税額』が確認できない場合には別途申告が必要になります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				助成額【上限額】			
				認証保育所・認可外保育施設		企業主導型保育施設	
				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む。）又はこれに準ずると市長が認める世帯又は里親			25,000	25,000	0	0
B 階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯			25,000	25,000	0	0
C 階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ世帯			65,000	67,000	35,000	37,000
D 階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層 ～第5階層	96,500円未満	56,000	67,000	26,000	37,000
		第6階層 ～第11階層	96,500円以上 274,100円未満	36,000	67,000	6,000	37,000
E 階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層 ～第5階層	274,100円以上 428,300円未満	15,000	67,000	5,000	37,000
		第6階層 ～第10階層	428,300円以上 611,000円未満	10,000	67,000	5,000	37,000
		第11階層 ～第15階層	611,000円以上	5,000	67,000	5,000	37,000

◆助成額の切り替えを9月に行います。したがって、令和5年4月分から8月分までは令和4年度の市民税額、令和5年9月分から令和6年3月分までは令和5年度の市民税額で決定します。

◆『助成額【上限額】』と、施設に納入した『基本保育料』を比較し、低い額を助成額とします。『助成額【上限額】』を上回る保育料は自己負担となります。

